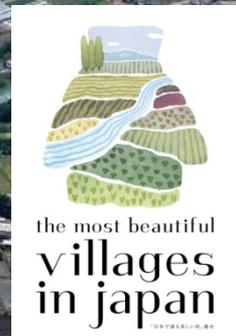


特区提案 外国人材活用特区



平成28年2月
群馬県昭和村



昭和村「外国人材活用特区」 提案の背景

- ◆昭和村は人口7,638人のうち、外国人289人（農業技能実習生等）。外国人を受入れることで、地域経済は上向きになってきた。
- ◆しかし、技能実習生だけでは限界。
⇒ 雇用による外国人材確保の道を。
- ◆担い手不足で縮小する日本農業の新たなモデルに。

※人口データは平成27年12月1日現在

「外国人材活用特区」 提案事項案(その1)

- (1) 農業分野での外国人就労資格の特例
農業技術を有する外国人が一定期間
(農繁期3か月～など)、就労可能に。
- (2) 農業分野の労働規制の合理化
農業分野に適した労働時間規制など
ルール設定の合理化。

現状では、

- ・農業で外国人技能実習生を受け入れる場合、他産業に準拠した週40時間労働などが求められる、
- ・短期派遣(1か月以内)が禁止される、 など

「外国人材活用特区」 提案事項案(その2)

(3) 国有林の活用

村内での農地不足の解決策として、
国有林の払下げなど活用の円滑化。

(4) 既存の特例措置の活用

- ・農業分野の特例(農家レストラン、農産物加工販売施設など)
- ・農業生産法人の要件緩和(企業化への推進、6次産業の推進)
- ・空き家・古民家などの宿泊利用活用
- ・シルバー人材会員派遣の要件緩和
- ・ドローン、自動走行の活用(鳥獣害の防除・監視) など